令和2年10月30日招集

10月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和2年度10月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年10月30日(金)午後1時58分から午後2時48分
- 2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室
- 3 出席委員 (17人)

1番 虎澤栄三2番 石山和徳3番 渡邉芳枝4番 小戸田修子5番 鈴木健二7番 山岸信一8番 成田誠一9番 内藤浩一10番 谷澤康雄12番 塚原幸夫13番 鈴木金一14番 別所正幸15番 神田和博16番 石塚絹代17番 田中さとみ

18番 仁多見繁隆 19番 齋藤茂博

- 4 欠席委員 6番 小熊義信 11番 坂井雄一
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議事
 - (1)農地部会所掌

議案第41号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について 議案第43号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第42号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂井靖彦 事務局次長 佐藤敏宏 事務局次長 小林友衛 農地係長 岡田明 農政振興係長 八百板恵 管理係主査 遠藤文博

7 会議の概要

小林次長

これより10月定例総会を開会いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。6番小熊義信委員、11番坂井雄一委員、以上2名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いします。

議長(会長)

10月定例総会の出席、ご苦労様です。今年の新潟県下、ほとんどの地域が稲刈りに苦労された実りの秋だったと思います。また実りの秋ということで、梨、柿の収穫が始まっています。その後12月の越冬野菜と、1日1日寒さに向かっていくわけですが、まだまだコロナウイルスの終息が見えない中で、これからインフルエンザが流行するのかなあ、ということで私も昨日、予防接種をしてきました。農業委員は年配の方が多いので、是非、普段はしないという方も、今年はインフルエンザの要望接種だけはしておいた方がいいと思いますので、医療機関へ行っていただけたらと思います。よろしくお願いします。

それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録 署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

議長(会長)

異議なし、ということでありますので、私の方でご指名申し上げます。5番鈴木健二委員、7番山岸信一委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。 委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、両部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。

(異議なし)

議長(会長)

異議なし、ということでありますので、農地部会の所掌に関する 議事につきましては、鈴木農地部会長から、また、農政振興部会の 所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長から議長を 務めていただき、その他について私が議長を務めることといたしま す。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長は、 鈴木農地部会長と交代いたします。

議長(農地部会長)

例年ですと、衣替えの後、10月はまだ少し暖かいという感じですが、今年はスーツを着て丁度良い気候の感じなので、今年は寒くなるのが早いのかなあと、感じています。先ほど会長がインフルエンザの予防接種を受けたと話されましたが、私もその前日に受けてきました。昨年、インフルエンザでダウンした経緯があるので、今年は早めに受けました。皆さんも用心してください。それでは議事に入ります。

議事の都合上,追加の議案第43号農地法第3条許可申請に関する意見決定について,議案第41号農地法第5条許可申請に関する処分決定について,の順番に審議を進めることとし,一括して事務局の説明をお願いいたします。

農地係長

農地係の岡田でございます。それでは,私の方から着席のまま, ご説明申し上げます。

初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、横越地区で1件です。 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大形地区で3件、大江山地区で3件、曽野木地区で3件、両川地区で3件、横越地区で3件の計15件です。今月の議案件数は合計で、16件となります。また、すべての案件が、調査委員会に付されておりますので、私からの説明は割愛させていただき、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(農地部会長)

ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。

第1地域調査委員長

第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、第5条申請が12件でした。

議案第41号農地法第5条許可申請についてです。議案書1ペー

ジ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に賃借権を設 定し, 露天駐車場敷地に転用するものです。申請地は, 農地法の許 可を取らないまま貸資材置場敷地として使用していたため, 譲渡人 から始末書の提出がありました。転用者は、運送業を経営していま すが,事業の拡大に伴い駐車場敷地を探していたところ,土地の所 有者と話がまとまり、申請に至りました。申請地は東区海老ケ瀬の 田1筆469 m²です。農地区分は、集落と事業用地に囲まれた小規模 の農地であり、第2種農地と判断されます。資金は借入金で賄いま す。転用にあたり、隣接地に農地はなく、雨水は自然浸透とするこ とから許可するにあたって問題ないものと判断し,許可が出るまで 工事を行わないよう指導しました。1ページ2号は転用者の代理人 から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築 敷地に転用するものです。転用者は現在, アパートに住んでいます が、祖母の農地に個人住宅を建築するため申請に至りました。申請 地は東区本所1丁目の田2筆239㎡です。農地区分は,集落内の小 規模の農地であり、第2種農地と判断されます。資金は借入金で賄 います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害 防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、 許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。1ページ3号は 転用者から事情聴取しました。農地を贈与によって取得し、個人住 宅建築敷地に転用するものです。転用者は伯父より土地を譲る話が あり,個人住宅を建築するため申請に至りました。申請地は東区本 所3丁目の畑1筆92㎡です。農地区分は,集落内の小規模の農地 であり、第2種農地と判断されます。資金は借入金で賄います。転 用にあたり、隣接地に農地は無く、排水施設を設置することから、 許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を 行わないよう指導しました。1ページ4号は転用者から事情聴取し ました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用する ものです。転用者は、現在アパートに住んでいますが、父親の農地 に個人住宅を建築するため申請に至りました。申請地は江南区北山 の畑1筆 295 m²です。農地区分は、前面道路に水道管と下水道管が 埋設されており、500m以内に教育施設等が複数あるため第3種農 地と判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、排水 施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可 するにあたって問題ないものと判断し, 許可が出るまで工事を行わ ないよう指導しました。2ページ5号は転用者の代理人から事情聴

取しました。農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用 するものです。転用者は、現在アパートに住んでいますが、手狭と なったことから、申請に至りました。申請地は江南区北山の畑2筆 209 ㎡です。農地区分は、前面道路に水道管とガス管が埋設されて おり、500m以内に教育施設等が複数あるため第3種農地と判断さ れます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置 し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたっ て問題ないものと判断し,許可が出るまで工事を行わないよう指導 しました。2ページ6号は転用者の代理人から事情聴取しました。 農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用するもので す。転用者は、現在アパートに住んでいますが、実家近くに個人住 宅を建築するため申請に至りました。申請地は江南区茗荷谷の畑1 筆 469 m²です。農地区分は、集落内の小規模の農地であり、第2種 農地と判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、隣 接地に農地は無く,排水施設を設置することから,許可するにあた って問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指 導しました。2ページ7号は転用者の代理人から事情聴取しまし た。農地に賃借権を設定し、資材、骨材置場敷地に一時転用するも のです。転用者は、申請地近くの北越高校のグランド造成工事を受 注し、その工事用の資材、骨材置場が一時的に必要となり、申請に 至りました。申請地は江南区太右エ門新田の田2筆 1,685 ㎡で す。 農地区分は、農業振興区域内ですが、一時転用のため許可で きるものです。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農 地に被害を与えないこと, 転用期間終了後は農地に復元するなど, 許可するにあたって問題ないものと判断し, 許可が出るまで工事を 行わないよう指導しました。2ページ8号は転用者の代理人から事 情聴取しました。農地に賃借権を設定し、貸露天駐車場敷地に転用 するものです。転用者は、申請地近くにある関連会社の駐車場敷地 が手狭となり、貸露天駐車場敷地として転貸するため申請に至りま した。申請地は江南区丸潟新田の畑3筆2,283㎡です。農地区分は、 集落内の小規模の農地であり、第2種農地と判断されます。資金は 自己資金で賄います。転用にあたり、雨水は自然浸透させ、周辺農 地に被害を与えないようにすることから, 許可するにあたって問題 ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しまし た。2ページ9号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を 売買によって取得し, 共同住宅建築敷地に転用するものです。 転用 者は、不動産業を営んでおり、共同住宅を建築するため申請に至り ました。申請地は江南区鐘木の畑2筆369㎡です。農地区分は、前 面道路に水道管と下水道管が埋設されており、500m以内に医療施 設等が複数あることから第3種農地と判断されます。資金は自己資 金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対す る被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと 判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。3ペー ジ10号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に賃借権を 設定し,仮設現場事務所設置敷地に一時転用するものです。転用者 は、申請地近くの両川東土地区画整理事業の造成工事を受注し、仮 設現場事務所が一時的に必要となり、申請に至りました。申請地は 江南区割野の田1筆285㎡と畑1筆545㎡の計2筆830㎡です。農 地区分は、農業振興区域内ですが、一時転用のため許可できるもの です。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害 を与えないこと, 転用期間終了後は農地に復元するなど, 許可する にあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わない よう指導しました。3ページ11号は転用者の代理人から事情聴取 しました。農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用す るものです。転用者は、現在同居している妻の実家周辺で、個人住 宅を建築するため申請に至りました。申請地は江南区和田の畑1筆 327 ㎡です。農地区分は、集落内にある小規模の農地であり、第2 種農地と判断されます。資金は自己資金と借入金で賄います。転用 にあたり, 排水施設を設置し, 周辺農地に対する被害防除策をとる ことから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るま で工事を行わないよう指導しました。3ページ12号は転用者から 事情聴取しました。農地を売買によって取得し、露天資材置場敷地 に転用するものです。転用者は、古物商を営んでおり、このたび宅 地を購入するにあたり, 宅地の周囲にある申請地を資材置場敷地と して使用するため申請に至りました。申請地は江南区和田の畑6筆 479 ㎡です。農地区分は、集落内にある小規模の農地であり、第2 **種農地と判断されます。資金は自己資金で賄います。転用にあたり**, 隣接地に農地は無く,雨水は自然浸透させることから,許可するに あたって問題ないものと判断し, 許可が出るまで工事を行わないよ う指導しました。以上です。

議長(農地部会長)

ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いし

ます。

第2地域調査委員長

16番石塚です。第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が1件、第5条許可申請が3件でした。

初めに,追加議案第43号の1ページ横越地区1号は,譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。

譲受人が慣行小作により耕作している農地を譲渡人から売買で 所有権を移転するため、申請しました。申請地は、江南区沢海1丁 目の畑1筆 373 ㎡で農用地区域外です。譲受人世帯の経営面積は、 63.95 a で、農業従事者は1名、農作業経験に問題はなく、必要な 農機具も所有されています。経営する農地はすべて耕作されてお り、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後 もしっかり耕作するよう指導しました。

次に、農地法第5条許可申請についてです。議案書3ページ横越 地区13号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に賃借 権を設定し、携帯電話の基地局を設置するための工事ヤードに、一 時転用するものです。転用者は、携帯電話の基地局を設置する工事 を受注し、工事ヤードが必要になり、申請に至りました。申請地は、 江南区横越上町2丁目の畑1筆789㎡で、農地区分は、集落内の 10ha 未満の小集団農地であることから第2種農地と判断されま す。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、周辺農地に被害 が及ばないよう仮囲いをし,雨水は自然浸透とすることから,許可 するにあたって問題ないものと判断し, 許可が出るまで工事を行わ ないよう指導しました。また、併せて一時転用が終了した時は、農 地に戻すよう指導しました。次に4ページ横越地区14号は、転用 者の代理人から事情聴取しました。農地に賃借権を設定し、携帯電 話の基地局を設置するための工事ヤードに一時転用するものです。 転用者は、携帯電話の基地局を設置する工事を受注し、工事ヤード が必要になり、申請に至りました。申請地は、江南区木津3丁目の 田1筆 158 m²で、農地区分は、集落内の10ha 未満の小集団農地 であることから第2種農地と判断されます。資金は、自己資金で賄 います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないよう仮囲いをし、 雨水は自然浸透とすることから,許可するにあたって問題ないもの と判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。また、 併せて一時転用が終了した時は、農地に戻すよう指導しました。次 の横越地区15号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、戸建て住宅を建築するための土地を探していましたが、申請地を見つけ、申請に至りました。申請地は、江南区横越川根町2丁目の畑1筆337㎡です。農地区分は、前面市道に上水道と下水道の2管が埋設されており、500m以内に医療施設が複数あることから、第3種農地と判断されます。資金は、金融機関からの借り入れで賄います。転用にあたり、周辺農地に被害が及ばないよう土留めを設置し、雨水は前面市道の側溝へ、汚水は公共下水道に接続し排水することから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。

議長(農地部会長)

ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について,ご質問,ご意見はありませんか。

塚原委員

12番塚原です。2ページ8号,運送会社ですが,自分の車を置くスペースで露天駐車場なのか,それとも貸と書いてあるので営利目的なのか,問題ないのでしょうか。

農地係長

隣に運送会社の駐車場があるのですが、そこが足りなくなり、それを隣に移す転用です。ただ転用者が、今いる事業者の役員が同じ人で、運送会社が転用して、別の会社に貸す形です。又貸しではありません。自分が直接、使うのではなくて、別の会社に貸すという形です。

塚原委員

問題はないのですか。

農地係長

又貸しではないので、問題ありません。

議長(農地部会長)

他にありませんか。

(質問・意見なし)

議長(農地部会長)

皆さんからご質問,ご意見がありませんので,追加の議案第43 号農地法第3条許可申請に関する意見決定について,審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。 (異議なし)

議長(農地部会長)

皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することと し、事務局から市長へ回答をお願いします。

次に、本冊1ページから4ページまでの議案第41号農地法第5 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。

(異議なし)

議長(農地部会長)

皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000 ㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。

農地係長

それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。

まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の5ページ、6ページになります。5ページの曽野木地区第1号と2号は関連で、円滑化団体である新潟市農業協同組合を介した基盤強化促進法による貸し借りで、当該農地を後継者へ贈与するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。横越地区第3号と4号は関連で、円滑化団体である新潟県農林公社を介した農地中間管理事業の推進に関する法律及び基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を売却するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。6ページ横越地区第5号は、基盤強化促進法による貸し借りで、貸し人が当該農地を売却するため、合意解約したもので、離作補償金はありません。同じく6ページの亀田地区第6号は、基盤強化促進法による貸し借りで、借り人が体調不良により耕作できないため、合意解約したもので、離作補償金はありません。続いて亀田地区第7号は、基盤強化促進

法による貸し借りで,貸し人が当該農地を下早通土地区画整理事業 用地とするため、合意解約したもので、離作補償金はありません。

次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の7ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うことになります。石山地区で1件、大江山地区で1件、両川地区で2件、横越地区で2件、亀田地区で2件の計8件の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。なお、両川地区3号で斡旋の希望がありましたので、斡旋申出書を送付していますが、未だ提出がありません。また、その外の農地については、自作や貸付けがされており、斡旋の希望はありませんでした。

続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の8ページをご覧ください。新潟地方法務局から5件、関東信越国税局から1件の計6件について、照会がありました。石山地区で1件、横越地区で3件、亀田地区で2件の照会で、現地確認のうえ、横越地区4号の1件を農地、その他5件を非農地と回答しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の10ページから12ページをご覧ください。石山地区で4件、大形地区で5件、大江山地区で1件、横越地区で2件の計12件の届出で7,737.08㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。

議長(農地部会長)

ただいまの事務局の説明について,ご質問,ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長(農地部会長)

皆さんからご質問,ご意見がありませんので,報告を終わります。 以上で農地部会所掌の議事は終了しましたので,議長を別所農政振 興部会長と交代いたします。

議長(農政振興部会長)

総会の出席、ご苦労様です。早速ですが、農政振興部会所掌の議事を進めます。

別冊の議案第42号新潟市農用地利用集積計画の決定について、 事務局の説明をお願いします。

農政振興係長

振興係の八百板です。別冊の議案第42号について、着座にてご 説明いたします。表紙をめくっていただきますと,地区別実績表の 合計となっています。こちらは、農地中間管理事業以外の案件に係 る地区別実績表の合計となっており、2件10,358 m²です。次ペー ジをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定 が両川地区1件, 所有権移転が大江山地区1件で面積が10,358 m² です。次ページをご覧ください。こちらは、利用権設定による契約 内容となっています。相対で新規契約した案件で、土地改良費を貸 し手が負担し,賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容 となっています。次に、2ページをご覧ください。こちらは、売買 による所有権移転の案件になります。契約内容ですが、譲受人の農 地集積, 規模拡大のための売買で, 双方で合意した案件となります。 次に下の表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる 地区別実績表の合計となっています。今回の件数ですが、曽野木地 区3件, 横越地区1件で面積は43,319㎡です。3ページをご覧下 さい。すべて経営転換協力金に係る案件で、貸人の離農のため、中 間管理機構へ貸付けする案件です。土地改良費を貸し手が負担し て、賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容になりま す。次をめくっていただいて、最後のページをご覧ください。会長 から市長への公告依頼の案となっています。公告については,一番 下段に記載しているとおり、11月16日からとなっています。ご 承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よ ろしくお願いします。

議長(農政振興部会長)

今ほどの事務局の説明について,ご質問,ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長(農政振興部会長)

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入

ります。原案のとおり承認するに異議はありませんか。

(異議なし)

議長(農政振興部会長)

皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いた します。次に、別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案につい て、事務局より説明をお願いいたします。

議長(農政振興部会長)

別冊の報告事項について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。この計画案については、先ほどの議案第42号の貸し手が機構に賃借した農用地を受け手に利用配分する計画案となっています。以上が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。最後に、市の農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、12月末に県の公告を予定しています。ご審議よろしくお願いします。

議長(農政振興部会長)

ただいまの事務局の説明について,ご質問,ご意見はありませんか。

(質問なし)

議長(農政振興部会長)

皆さんからご質問,ご意見がありませんので,報告を終わります。 以上で,農政振興部会所掌の議事は終了しましたので,議長を虎澤 会長と交代いたします。

議長(会長)

鈴木農地部会長さん,別所農政振興部会長さん,ありがとうございました。以上で,議事として提案した案件について終了しましたが,その他として,委員の皆さんから何かありませんか。

(なし)

議長(会長)

それでは、事務局から何かありませんか。

小林次長

本日お配りした資料1令和2年11月中央農業員会業務予定表 をご覧ください。左が会長、農地部会関係、右が農政振興部会関係、 その他となっております。農地法関係の許可、届出ですが、5日、

13日,24日が,届出の締切日,10日が許可申請の締切日とな っております。16日は午前10時30分から県農業会議の常設審 議委員会がJA新潟ビル行われます。虎澤会長からご出席をいただ きます。19日は、新潟県農業委員会大会が午後1時30分から燕 三条地場産業振興センターで行われます。委員21名の参加となっ ております。25日は、午後1時から東ブロック対策委員会が入札 室で,南ブロック対策委員会が301会議室で開催されます。終了後, 概ね午後1時45分から東ブロック・南ブロック合同耕作放棄地検 討会が302会議室で開催されます。また、午後2時15分からは第 1地域調査委員会が入札室で予定されております。26日は、午後 1時から亀田・横越ブロック対策委員会が入札室で開催されます。 終了後, 概ね午後1時45分から亀田・横越ブロック耕作放棄地検 討会入札室で開催されます。また、午後2時15分からは第2地域 調査委員会が入札室で予定されております。29日は、午前10時 30分から市表彰式が白山会館で開催され、山岸委員、齋藤茂博委 員が対象者で出席されます。11月定例総会は、30日、月曜日 午 後4時から302会議室で開催させていただきます。以上です。

議長(会長)

ただ今,事務局から報告,説明がありましたことについて,何か ご質問,ご意見はありませんか。

(なし)

議長(会長)

他に事務局からありませんか。

(なし)

議長(会長)

他にないようですので、以上で10月定例総会を閉会いたします。

議事録に相違ないことを認める。
議 長 虎澤栄三
署名委員 鈴木健二
署名委員 山岸信一